

高山市商店街アーケード等整備支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、商店街振興組合等が行う公共性の高い歩行空間における安全安心の確保、景観の向上のための整備に対して助成することにより、市民や観光客等多くの人が快適で訪れたくなるまちづくりを推進することを目的として、予算の範囲内において高山市商店街アーケード等整備支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、高山市補助金交付規則（昭和34年高山市規則第5号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 市が定める高山市中心市街地活性化基本計画における中心市街地活性化区域の範囲をいう。
- (2) 商店街振興組合等 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定による商店街振興組合及び商店街が形成されている地域において商業を営む中小企業者が主たる構成員である次に掲げる要件を全て満たす団体であって市長が適当と認めるものをいう。
 - ア 代表者又は役員のあること。
 - イ 定款又はこれに準ずるものが定められていること。
 - ウ 収支の経理が明確にされていること。
- (3) まちづくり協定 高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例（平成13年高山市条例第17号）第8条に規定するまちづくり協定をいう。
- (4) まちづくり構想等 商店街が形成されている地域における景観や魅力、環境等の維持・向上を図るため、市民・事業者等が主体となって取り組むまちづくりの構想及び活動の計画をいう。
- (5) 商店街区域等 まちづくり協定又はまちづくり構想等の対象となっている商店街が形成されている地域をいう。

(補助対象区域)

第3条 補助対象区域は、中心市街地における商店街区域等とする。

(補助対象事業等)

第4条 補助対象事業は、まちづくり協定又はまちづくり構想等に位置付けられた事業であり、高山市中心市街地活性化基本計画期間内である令和6年度から令和10年度までに実施する別表に掲げる事業とし、補助対象者、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、同表のとおりとする。

(事業計画の申請)

第5条 補助対象事業を行おうとする者は、高山市商店街アーケード等整備事業計画認定申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添え市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 経費の根拠書類(見積書等)
- (3) 事業実施区域図
- (4) 事業実施予定箇所の現況写真
- (5) まちづくり協定又はまちづくり構想等の写し
- (6) 団体の定款、規約等
- (7) 直近の決算書
- (8) その他市長が必要と認める書類
(認定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る事業計画が補助対象事業に適合すると認めるときは、事業計画を認定することができる。ただし、当該認定は、第12条の規定による補助金の交付を決定するものではない。

2 市長は、前項の認定に当たり、必要があると認めるときは、当該事業の実施及び管理について必要な処置を講ずること及び補助金の交付について条件を付すことができる。

(認定の通知)

第7条 市長は、前条の規定により事業計画の認定をしたときは高山市商店街アーケード等整備事業計画認定通知書(別記様式第2号)により、事業計画の認定をすることが不相当と認められるときは高山市商店街アーケード等整備事業計画不承認通知書(別記様式第3号)により、当該事業計画の認定の申請をした者に通知する。

2 前条第1項の認定を受けた事業計画(以下「認定計画」という。)に係る事業は、前項の規定による通知のあった日以後でなければ着手することができない。

(認定計画の変更)

第8条 事業計画の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)が認定計画を変更しようとするときは、高山市商店街アーケード等整備事業計画変更認定申請書(別記様式第4号)を提出し、市長による変更の認定を受けなければならない。ただし、総事業費の少額の変更等、軽微な変更にあっては、この限りでない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、認定計画の変更を認めるときは高山市商店街アーケード等整備事業計画変更認定通知書(別記様式第5号)により、認定計画を変更することが不相当と認めるときは高山市商店街アーケード等整備事業計画変更不承認通知書(別記様式第6号)

により、認定事業者に通知する。

(認定計画の中止及び廃止)

第9条 認定事業者は、第7条第1項の通知があった日以後において、認定計画の中止又は廃止をしようとするときは、高山市商店街アーケード等整備事業中止（廃止）届（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届を受理した場合は、高山市商店街アーケード等整備事業中止（廃止）届受理通知書（別記様式第8号）により中止又は廃止の受理通知書を交付するものとする。

(事業計画の認定の取消し)

第10条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業計画の認定を取り消すことができる。

- (1) 事業計画の認定に関し、偽りその他の不正の行為があったとき。
- (2) 認定計画と異なる事業を行ったとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に事業計画の認定を取り消す必要があると認めたとき。

(補助金の交付申請)

第11条 補助金の交付を受けようとする認定事業者（以下「交付申請者」という。）は、認定計画に係る事業が完了後、高山市商店街アーケード等整備支援事業補助金交付申請書（別記様式第9号。以下「申請書」という。）に、次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 認定計画に係る事業の収支決算書
- (2) 施工業者等の領収書の写し
- (3) 事業実施時及び完了時の現場写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び通知)

第12条 市長は、前項の申請書の提出があったときはその内容を審査し、補助金を交付すべきものと決定した時は、高山市商店街アーケード等整備支援事業補助金決定通知書（別記様式第10号）により交付申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(補助金の請求及び交付)

第13条 補助事業者は、前条の規定による決定の通知を受けたときは、高山市商店街アーケード等整備支援事業補助金交付請求書（別記様式第11号）により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(書類の整備及び保存)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る予算と決算の関係を明らかにした調書を作成し、その他の証拠書類とともに整備しておかなければならない。

2 前項の調書及びその他の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(検査等)

第15条 市長は、補助事業者に対して事業の適切な実施に関し必要な指示をし、若しくは報告を求め、又は職員をして検査をさせることができる。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、交付を決定した補助金の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正な行為があったとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に実施する事業について適用する。

(高山市商店街再構築整備費補助金交付要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 高山市商店街再構築整備費補助金交付要綱（平成23年4月1日決裁）

(2) 高山市商店街環境整備費補助金交付要綱（平成26年9月29日決裁）

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助限度額
アーケード等共同 設備の塗り直し、 LED化等の公共的 な機能強化	商店街振興組合等	施設・設備工事費、 改修費等	補助対象経費の3 分の2以内。なお、 算出した補助金の 額に千円未満の端 数があるときは、こ れを切り捨てるも のとする。	1団体20,000 千円。ただし、実施 年度の予算の範囲 内とする。
アーケード等の撤 去、それに伴う街路 灯、防犯カメラ等の 公共的な設備の設 置	高山国分寺通り第 一商店街振興組合	施設、設備工事費、 撤去費等	補助対象経費の6 分の5以内。なお、 算出した補助金の 額に千円未満の端 数があるときは、こ れを切り捨てるも のとする。	40,000千円。 ただし、実施年度の 予算の範囲内とす る。

年 月 日

(あて先) 高山市長

住所
商店街振興組合等名
代表者
電話

高山市商店街アーケード等整備事業計画認定申請書

高山市商店街アーケード等整備支援事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、高山市商店街アーケード等整備事業計画について、下記のとおり認定を申請します。

申請にあたり、私は暴力団員等若しくは暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないことを宣誓します。

なお、本申請の審査を行うにあたり、私の市税の納入状況を調査すること及び必要に応じ、暴力団との関係について岐阜県警察本部に照会することを承諾します。

記

1 事業名 _____

2 事業計画名 _____

3 添付書類

- ・事業計画書
- ・経費の根拠書類（見積書等）
- ・事業実施区域図
- ・事業実施予定箇所の現況写真
- ・まちづくり協定又はまちづくり構想等の写し
- ・団体の定款、規約等
- ・直近の決算書
- ・その他市長が必要と認める書類

事業計画

1. 事業実施者

商店街振興組合等名			
住所			
代表者氏名（役職・氏名）			
電話番号		F A X 番号	
担当者（担当部署名）			
担当者連絡先 (電話番号・F A X 番号)		(メールアドレス)	

2. 事業内容

事業名	事業の概要 ①実施場所 ②目的・内容・効果 ③補助対象経費の内容	事業実施予定				
		※実施年度に○				
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
	① ② ③					
	① ② ③					
	① ② ③					
	① ② ③					

3. 収支計画

(単位：円)

事業名	A						
	総事業費	B 補助対象事業費					G 補助対象 外経費
		財源					
		C 補助額	D 借入	E 自己資金	F その他		
合計							

4. 備考

(単位：円)

事業名	他補助事業を活用する場合その事業名	補助金額	交付時期

年 月 日

様

高山市長

高山市商店街アーケード等整備事業計画認定通知書

年 月 日付けで認定申請がありました高山市商店街アーケード等整備事業計画については、審査の結果、次のとおり認定を決定しましたので通知します。

記

1 事業名 _____

2 認定事業計画名 _____

年 月 日

様

高山市長

高山市商店街アーケード等整備事業計画不承認通知書

年 月 日付けで認定申請がありました高山市商店街アーケード等整備事業計画については、審査の結果、次の理由により不承認とします。

- 1 事業名 _____
- 2 事業計画名 _____
- 3 理由

年 月 日

(あて先) 高山市長

住所
商店街振興組合等名
代表者
電話

高山市商店街アーケード等整備事業計画変更認定申請書

高山市商店街アーケード等整備支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、 年
月 日付けで認定を受けた高山市商店街アーケード等整備事業計画について、下記のとおり
変更の認定を申請します。

記

1 変更後の事業計画

別添のとおり

2 変更内容及び変更理由

変更前の内容	変更後の内容	変更理由

年 月 日

様

高山市長

高山市商店街アーケード等整備事業計画変更認定通知書

年 月 日付けで変更認定申請がありました高山市商店街アーケード等整備事業計画については、審査の結果、次のとおり認定を決定しましたので通知します。

記

1 事業名 _____

2 認定事業計画名 _____

年 月 日

様

高山市長

高山市商店街アーケード等整備事業計画変更不承認通知書

年 月 日付けで変更認定申請がありました高山市商店街アーケード等整備事業計画については、審査の結果、次の理由により不承認とします。

記

- 1 事業名 _____
- 2 事業計画名 _____
- 3 理由

別記様式第7号(第9条関係)

年 月 日

(あて先) 高山市長

住所
商店街振興組合等名
代表者
電話

高山市商店街アーケード等整備事業中止(廃止)届

年 月 日付けで認定を受けた高山市商店街アーケード等整備事業計画について、当該事業を中止(廃止)したいので、高山市商店街アーケード等整備支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

中止(廃止)の理由

別記様式第8号(第9条関係)

年 月 日

様

高山市長

高山市商店街アーケード等整備事業中止(廃止)届受理通知書

年 月 日付けで中止(廃止)届がありました高山市商店街アーケード等整備事業計画については、受理しましたので通知します。

記

1 事業名 _____

2 認定事業計画名 _____

年 月 日

(あて先)高山市長

住所
商店街振興組合等名
代表者
電話

高山市商店街アーケード等整備支援事業補助金交付申請書

下記のとおり高山市商店街アーケード等整備支援事業補助金の交付を受けたいので、高山市商店街アーケード等整備支援事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名	
2 補助事業に要する経費	円
3 補助金交付申請額	円

添付書類

- ・認定計画に係る事業の収支決算書
- ・施工業者等の領収書の写し
- ・事業実施時及び完了時の現場写真
- ・その他市長が必要と認める書類

年 月 日

様

高山市長

高山市商店街アーケード等整備支援事業補助金決定通知書

年 月 日付で申請のありました高山市商店街アーケード等整備支援事業補助金については、次のとおり決定したので高山市商店街アーケード等整備支援事業補助金交付要綱第12条の規定により通知いたします。

記

1 決定事項 交付・不交付(理由)

2 交付決定額 円

別記様式第11号（第13条関係）

第 号
年 月 日

高山市長様

住所
名称
代表者氏名

高山市商店街アーケード等整備支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた高山市商店街アーケード等整備支援事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額 金 円

<振込先>

金融機関名	
預金種目	当座 ・ 普通
口座番号	
口座名義(フリガナ)	